

**平成30年度生駒市アンテナショップおちやせんで
「チャレンジ商品」を募集します**
(募 集 要 領)

1 募集対象者

チャレンジ商品を出品できる方は、次のいずれかに該当する方です。

- ① 生駒市に住民票を有し、創業を目指す方
- ② 生駒市に住民票を有し創業後5年以内の方
- ③ 生駒市内で創業後5年以内の方

※創業を目指す方とは、原則として、生駒商工会議所、奈良県よろず支援拠点、金融機関等において、事業計画の相談をしている方をいいます。

2 募集商品

対象となるチャレンジ商品は、上記対象の出品者が企画・開発・製造または、企画・開発した商品とします。

原則として、次に掲げるものはチャレンジ商品の対象とすることができません。但し、必要に応じて協議の上、対象とすることがあります。

- ① 商品の大きさが高さ25cm×奥行35cm×幅30cmを超えるもの
- ② においが強いもの
- ③ 大きな音のでるもの
- ④ 過去に生駒市アンテナショップおちやせん（生駒市北新町10番36－304ベルテラスいこま3階）（以下「おちやせん」という。）において出店・販売の実績があるもの

3 出品者及び募集商品数

募集出品者は8人までとし、チャレンジ商品の種類は、1出品者当たり、原則1回につき5種類までとします。（※サイズ違いや色違いは、それぞれ1種類扱いとします。）

4 支援内容

- ① 生駒市と生駒商工会議所が認定したチャレンジ商品をおちやせんで2カ月間、テスト販売することができます。
- ② 販売期間中は、おちやせんの販売事務手数料（販売価格の20%）を生駒市が負担されます。
- ③ 販売期間中の商品に対するマーケティング調査を実施するほか、専門家のアドバイスや販売・マーケティングデータをフィードバックし、商品のブラッシュアップの支援を行います。（但し、1事業所2品までとします。）
- ④ 生駒商工会議所や生駒市の広報誌やホームページ・チラシ・パンフレットなどでチャレンジ商品を紹介します。またイベントへの商品の出展を支援します。

5 販売場所

チャレンジ商品の販売場所は、おちやせんの運営事業者（以下「運営事業者」という。）が指定する場所になります。

6 費用

チャレンジ商品のおちやせんの販売事務手数料（販売価格の20%）は生駒市が負担します。ただし、次の費用は、出品者の負担となります。

- ①商品の製作に係る費用
- ②商品の搬入・搬出に係る費用
- ③その他、チャレンジ商品に係る販売事務手数料以外の費用

7 チャレンジ商品認定方法等

運営事業者と生駒市が共同で出品者及び商品を選定します。認定については、出品者と面談のうえ審査します。応募多数の場合は、厳選なる抽選の上、認定の是非を書面にて全員にご通知します。審査面談日は別途ご連絡いたします。

8 販売時期・方法

販売時期は、入荷数量等の調整を行った上で、運営事業者が決定します。販売方法は、おちやせんの販売事務委託とします。（販売スペースの都合により、認定を受けても即時、店頭販売とならない場合があります。販売期間は9月1日～10月末日・11月1日～12月おちやせん最終営業日のいずれか）販売方法は、運営事業者に一任するものとします。ただし、出品者がチャレンジ商品を店頭でPRすることは、事前に運営事業者へ申込みし、許可後、PRすることができます。

9 販売状況の提供

チャレンジ商品に対する売上等のデータ、在庫数は運営事業者がとりまとめを行い、随時出品者に情報を提供します。

10 注意事項

販売期間中、チャレンジ商品のクレーム等に関して、出品者が対応してください。

11 募集期間

平成30年6月11日（月）～7月17日（火）

12 販売期間

平成30年9月1日～10月31日 11月1日～12月おちやせん最終営業日のいずれかの2ヶ月間

13 申込み方法

募集期間中に、認定申請書（様式第1号）及びチャレンジ商品エントリーシート（様式第2号）に必要事項ご記入の上、事業計画書（創業を目指す方）、開業届出（個人事業主の場合）、法人登記（法人の場合）を添付し、生駒商工会議所地域振興までご提出ください。試食・見本品（写真可）を提供ください。

《お問合せ・お申込み先》 生駒商工会議所 地域振興課（井勝 小林）

〒630-0257 奈良県生駒市元町1-6-12 生駒セイセイビル6F

TEL：0743-74-3515 FAX：0743-74-9185

E-mail info@ikomacci.or.jp